**緩和ケア病棟入棟同意書**

患者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

**※入棟前に厚生労働省の定める入棟判定委員会の審査を受け入棟許可が必要です。**

**※緩和ケア病棟における基本的な方針**

緩和ケア病棟では積極的な治療が困難となった患者様やご家族の様々な苦痛を多職種のスタッフが協力して緩和していく治療を行っていきます。手術や化学療法等の積極的治療は行いません。また、検査や処置等も病期や病態に応じて必要な場合のみ行うこととしております。

**●緩和ケア病棟での緩和医療**

□病期や病態に応じ、できるだけ快適な生活が送れるように支援します。

□症状緩和を目的とした緩和療法を主治医や緩和ケア内科医を中心に薬剤師、看護師が行っていきます。

□臨床心理士や理学・作業療法士、歯科衛生士、ソーシャルワーカー、栄養士もチームで対応します。

□治癒をめざした化学療法などの積極的治療や、代替療法は行いません。

□苦痛緩和を目的に医療用麻薬、鎮痛補助薬、精神安定剤等の薬剤を使用することがあります。

□侵襲を伴う検査や処置、治療は原則として行いません。ただし、苦痛緩和に必要な場合は行います。

　□検温は適宜行うこととし、心電図モニターによる管理は行いません。

　□延命処置、蘇生処置は行いません。

　□状況や経過に応じて療養場所の再検討を行い、退院や転院を相談させて頂くことがあります。

 □身体抑制や拘束は行いませんが、転倒等の危険性がある場合は行動制限等、適宜対応します。

　□本人の意向や希望をできるだけ尊重するため、ご家族の協力をお願いすることがあります。

　□ボランティアや研修生、学生が病棟内や病室で対応することがあります。

以上、説明いたしました。

　　年　　月　　日

医師

　同席者（病院側）

　年　　月　　日

本人氏名

代理人氏名（代理人規定に従う）

同席者（患者側）